

指定申請に必要な書類と記載方法

(訪問入浴介護)

(介護予防訪問入浴介護)

千葉県健康福祉部

高齢者福祉課

## 指定申請に必要な書類と記載方法（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護）

### 申請に必要な書類

- ・指定（許可）申請書 千葉県が定めた指定申請の共通様式です。この書類は介護保険指定等事業の（様式第一号（一））全事業の共通様式になります。
- ・付表第一号（二） 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）用の様式です。
- ・添付書類一覧及び添付書類 添付書類は下表を参考にして作成してください。

番号	添付書類	説明
1	申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書。</li><li>・条例については、公報の写し。</li></ul>
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (標準様式1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理者及び従業者全員の、毎日の勤務すべき時間数（4週間分）を記載してください。</li><li>・職種の分類は、次のとおりです。 (管理者／看護職員／介護職員／その他)</li><li>・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。</li></ul>
3	平面図 (標準様式3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の平面図（用途、面積を明示した、A4判又はA3判のもの）。</li><li>・設備基準に係るもの写真を添付してください。</li></ul>
4	設備・備品等一覧表 (標準様式4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該事業に係る設備・備品等について記載してください。・訪問入浴車の写真を添付してください。</li></ul>
5	運営規程	<ul style="list-style-type: none"><li>・次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。<ol style="list-style-type: none"><li>事業の目的及び運営の方針</li><li>従業者の職種、員数及び職務内容</li><li>営業日及び営業時間</li><li>指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</li><li>通常の事業の実施地域</li><li>サービスの利用に当たっての留意事項</li><li>緊急時等における対応方法</li><li>虐待の防止のための措置に関する事項</li><li>その他運営に関する重要事項</li></ol></li><li>・営業日及び営業時間については、年間の休日も含めて定めてください。</li><li>・利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の事業の実施地域については、市区町村単位を基本とします。</li> <li>施行日は指定日として下さい。</li> </ul>
6	利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要 (標準様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。           <ol style="list-style-type: none"> <li>利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)・担当者の設置</li> <li>円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</li> <li>その他参考事項</li> </ol> </li> </ul>
7	協力医療機関との契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関と、あらかじめ取り交わした契約書の写し</li> </ul>
8	誓約書 (標準様式6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第70条第2項各号(又は法第115条の2第2項各号)に該当しないことを誓約する書面</li> </ul>

※書類は特段の定めがない限り、原則として日本産業規格A4型とします。